

羽曳野市市民公益活動推進 基本方針

平成19年3月

羽 曳 野 市

- 目 次 -

| | |
|---------------------------|----|
| 第 1 章 基本方針策定の趣旨 | 1 |
| 1 . 基本方針の目的 | 1 |
| 2 . 策定の背景 | 2 |
| (1) 市民公益活動をめぐる動き | |
| (2) 行政を取り巻く状況 | |
| 第 2 章 市民公益活動推進の基本的な考え方 | 3 |
| 1 . 市民公益活動の位置付け | 3 |
| (1) 定義 | |
| (2) ボランティアと市民公益活動団体との関係 | |
| 2 . 市民と行政との協働のあり方 | 5 |
| (1) 協働の意義 | |
| (2) 協働の原則 | |
| 第 3 章 市民公益活動推進の基本施策 | 6 |
| 1 . 基本方針 | 6 |
| (1) 市民公益活動との信頼関係づくり | |
| (2) 情報公開 | |
| (3) 市民公益活動の環境や基盤の整備 | |
| (4) 市民公益活動に応じた支援の展開 | |
| 2 . 施策体系 | 8 |
| (1) 推進体制の強化 | |
| (2) 環境、基盤の整備 | |
| (3) 協働事業の推進 | |
| <u>参考資料</u> | 11 |
| 1 . 市民公益活動の特性 | |
| 2 . 市民公益活動を推進する意義 | |
| 3 . 協働の効果 | |
| 4 . 協働の形態 | |

第1章 基本方針策定の趣旨

1. 基本方針の目的

羽曳野市市民公益活動推進基本方針は、羽曳野市における「市民公益活動」を活発にして、市民、市民公益活動団体、民間事業者、教育機関、行政などによる「協働のまちづくり」を進めるために、次のことをまとめています。

羽曳野市市民公益活動推進基本方針

市民公益活動の推進、及び市民公益活動を担う方々と行政との協働に関する基本姿勢と推進方針

市民公益活動への支援方策

市民公益活動を担う方々と行政との協働方策

本方針は、「第5次羽曳野市総合基本計画」における重点施策「市民協働のまちづくりの展開」及び「羽曳野市行財政改革大綱」における基本項目「市民との協働によるまちづくり」を具現化するための基本方針です。

作成にあたっては、平成15年3月から14ヶ月にわたり、市民や学識経験者による羽曳野市民活動推進検討会議において検討が重ねられた「市民活動の推進と市民と行政の協働に関する提言（平成16年4月）」を踏まえています。

今後は本方針に基づき、次のような新しい公共による羽曳野のまちを創っていきます。

市民として自らできることを考え行動し、自らの手で自らの生活、地域、社会をつくる、つまり市民公益活動へ主体的に関わっていく。

行政として自己変革のもとで市民公益活動を支える。

市民と行政が持てる力を出し合い協働し、市民生活の向上や地域や社会の問題・課題の解決を図る。

これらにより、先人のあらゆる努力により築き上げられてきた羽曳野のまちを、今、羽曳野で暮らし、働き、学ぶ私たちが生きがいを感じながら共にまちを持続可能な状態で発展させ、住みよい羽曳野のまちを次代へ引き継いでいきます。

なお、市民公益活動の進展や多様性、協働の広がり、社会情勢の変遷などにより、行政の施策も柔軟に対応していく必要があることから、本方針は、随時見直しを行います。

2. 策定の背景

今日、羽曳野市では、急速な少子高齢化、日常生活の安全・安心や環境保全や循環型社会への認識の高まり、高度情報化の推進など、大きく変化し、取り組むべき社会的課題が山積しています。

本方針は、次のような背景のもとで策定しました。

(1) 市民公益活動をめぐる動き

阪神・淡路大震災（平成7年）における多くのボランティア活動は、社会的に市民公益活動団体を再認識する契機となりました。以後、特定非営利活動促進法（NPO法）が整備され、今日、NPOは社会的課題の解決を担う大きな力となっています。

市民の中では、経済的な豊かさの追求から心の豊かさ、ゆとりなど生きがいを重視し、自らの経験や知識を活かして社会貢献したいという想いの方が増え、市民公益活動への関心が高まっています。

今後は、団塊の世代の大量退職者をはじめとする社会参加、社会貢献の動きが期待されています。

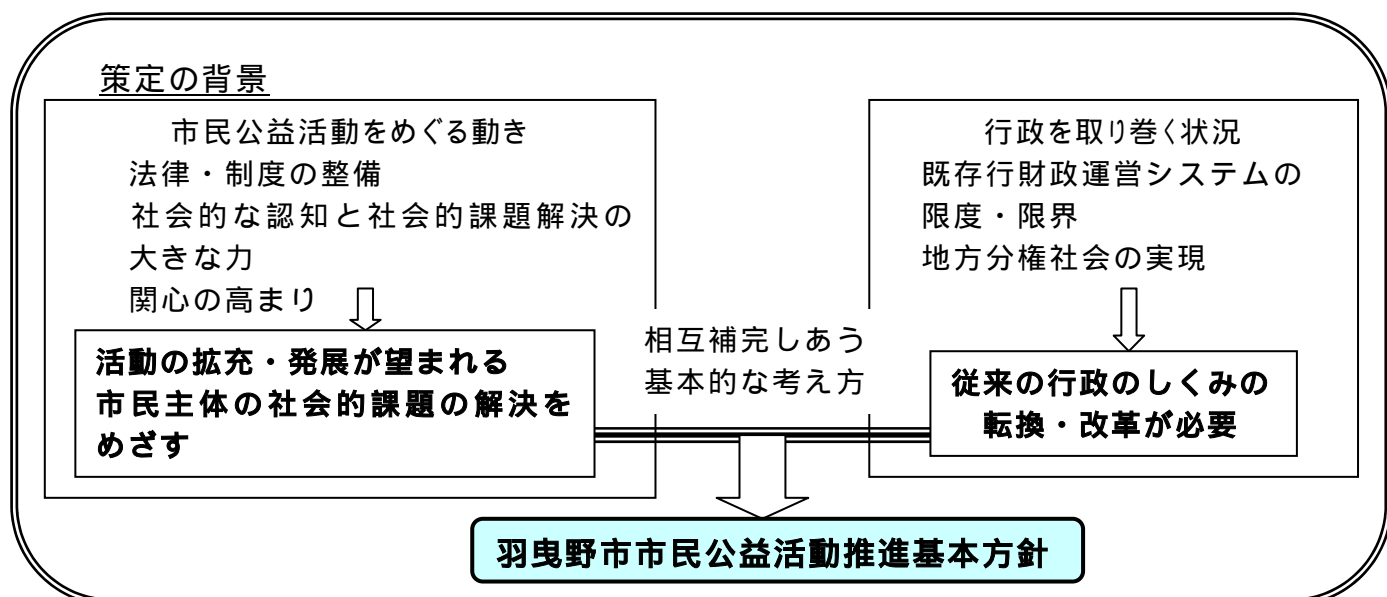
(2) 行政を取り巻く状況

行政では、長引く景気の低迷による厳しい財政事情が続いています。限られた財源による既存の行政運営のしくみでは、あらゆる分野における市民満足度の高い公共サービスの提供や政策の実現は、限度・限界を来しています。

これまで公共サービスは行政が担うものとして、時代とともに増大する市民の需要に応えるため、サービスや組織を肥大化させてきました。しかしながら、市民のニーズは一層多種多様化、個別化し、市民一人ひとりが満足する質的、量的にきめ細やかな公共サービスの展開が更に必要となっています。

一方、公平性、平等性、均一性が求められる行政では、効果的・効率的なサービスの提供が難しくなっています。

地方分権一括法（平成12年施行）により、地方自治体は自らの責任と判断のもとで創意工夫し、個性豊かで活力ある地域社会を築いていくことが求められています。しかし、このような地域社会を実現するためには、地域で暮らし、実情を知る市民の参画や協力なしにはありえません。



第2章 市民公益活動推進の基本的な考え方

1. 市民公益活動の位置付け

(1) 定義

羽曳野市では、従来から、市民によって福祉、教育、文化、地域防災、環境、まちづくり、人権など多種多様な分野において市民活動が展開されています。

テーマ性をもってつくられたボランティアグループや市民活動団体、NPO法人、自治会や町会などの地縁自治組織、婦人会や子ども会など地域の各種相互扶助・交流組織など、さまざまな形態の団体が、公益・共益・私益活動を織り交ぜながら活動されおり、各団体と行政との関係も多様です。

本方針では、市民活動の中でも、社会や不特定多数の人の利益に寄与、社会的課題の解決をめざし新しい公共を生み出す力となる「公益性」に着目して、次の活動を「市民公益活動」と定義付け、支援・協働の対象とします。

ただし、共益、私益を目的とした団体であっても、活動の拡充などにより公益活動を行う場合もあります。

従って、本方針では、団体を事前に市民公益活動団体として特定するのではなく、実際に公益活動に取り組んでいるか否かで判断します。

市民公益活動

市民の自主的な参加によって行われる自発的・自立的な活動であり、その活動は公益性及び非営利性、継続性を有し、市民にひらかれたものであること。

ただし、政治、宗教を主たる目的とする活動は除く。

市民公益活動団体

「市民公益活動」を組織的に行う民間団体。

【注釈】

市民：羽曳野市に暮らし・働き・学ぶ個人、市民活動団体、事業者（企業や大学）。

公益性：社会の利益や不特定多数の人の利益に寄与すること。

特定の者の利益が間接的に公益につながる場合も含まれます。

非営利性：営利を目的としない活動。無償のボランティア活動から、事業収益を得る活動まで幅広い活動を含みますが、活動から得た収益を出資者や構成員に配分せず、本来の活動の目的・事業に使う場合を非営利活動とします。

継続性：立ち上げ段階の活動であっても、将来的に大きな効果が見込まれる活動も対象とします。

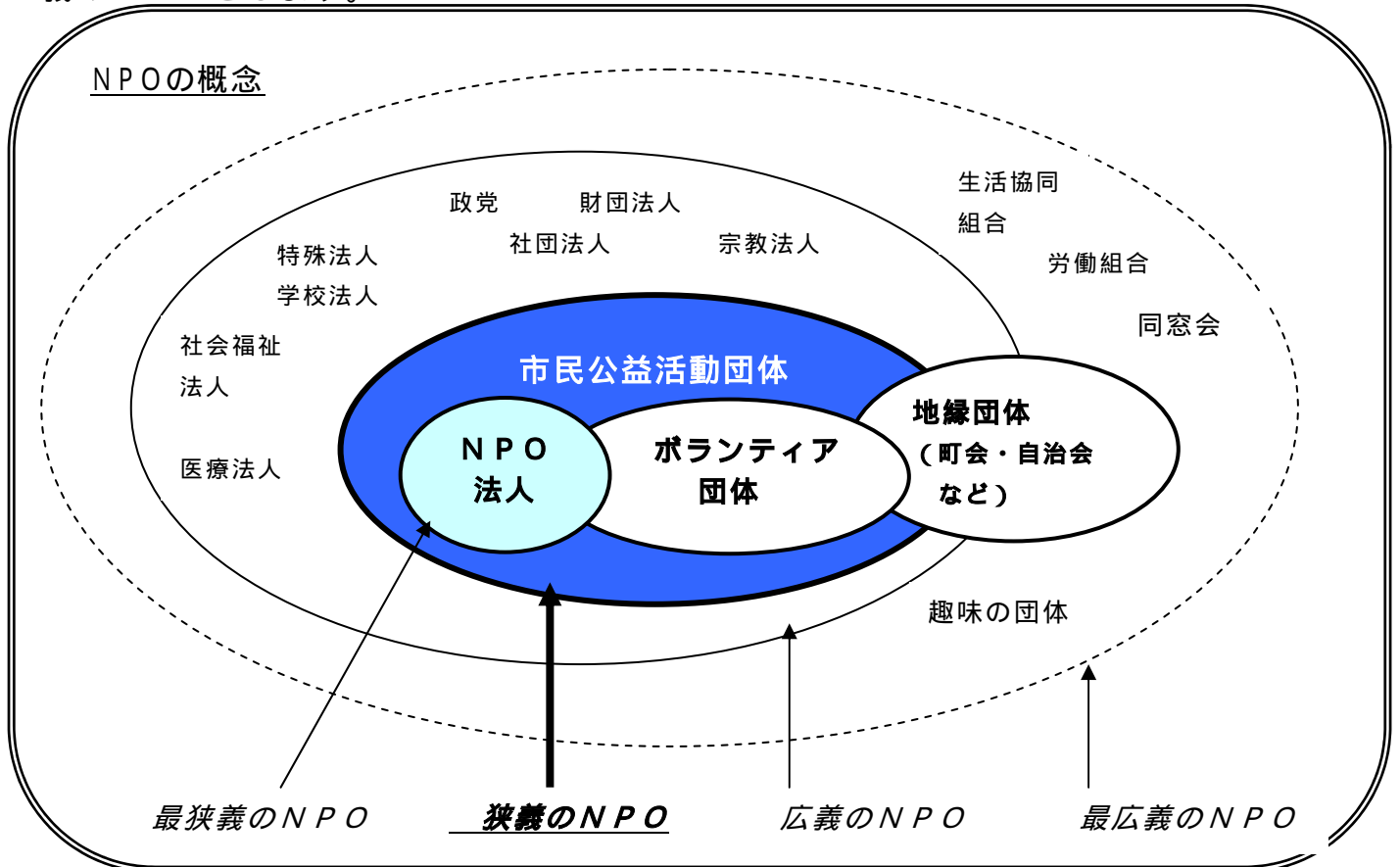
政治、宗教を主たる目的とする活動は除く：

- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動。
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする活動。
- ・ 特定の公職の候補者、もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする活動。

民間団体：法人格の有無は問わず、個人ボランティアで構成されるグループや任意団体などです。

市民公益活動と関連する概念として、「ボランティア」と「NPO」があります。本方針では、「ボランティア」を「自発的で自由な意思に基づき、営利を目的としない社会に貢献する個人」とします。また、「NPO」とは、「Nonprofit Organization」の略で、「自発的、継続的に社会貢献活動を行う営利を目的としない民間組織の総称」です。特定非営利活動法人（NPO法人）のみがNPOとされている状況がみられますが、法人格を持たない任意団体も上記の要件を満たしていればNPOと呼ばれます。

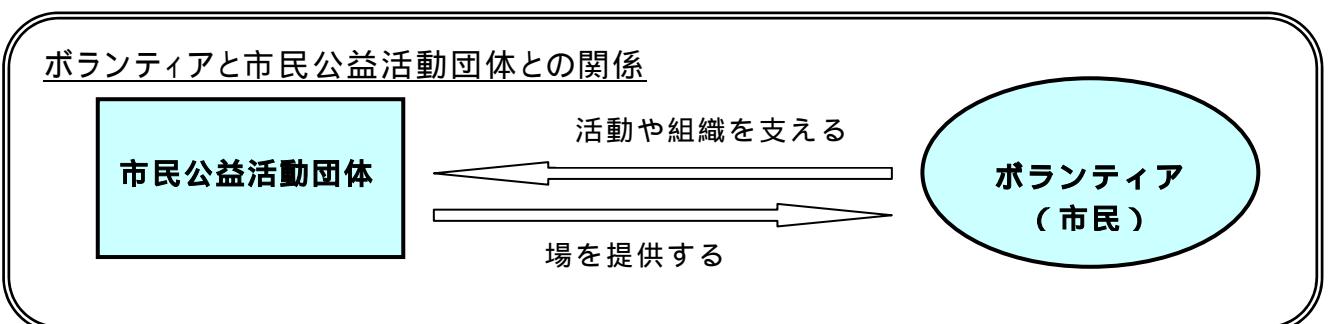
本方針における支援・協働の対象の「市民公益活動団体」は、基本的に下図の狭義のNPOとします。



(2) ボランティアと市民公益活動団体との関係

市民公益活動団体にとって、ボランティア（市民）は活動や組織を支える原動力として不可欠な存在です。一方、ボランティア（市民）にとって市民公益活動団体は生きがいや自己実現の提供の場です。

市民公益活動が活性化されるには、市民・ボランティアと市民公益活動団体が、互いに理解し合って活動の目的を共有して、より良い信頼関係を築いていくことが重要です。



2. 市民と行政との協働のあり方

(1) 協働の意義

市民と行政との「協働」とは、次のようにいえます。

市民と行政との「協働」

羽曳野のまちづくりという共通目標に向けて、自立した対等な関係で、互い立場や特性を認め尊重し理解し合い、各々が持っている知恵や資源を持ち寄り、責任と役割を公平に分担して、協力すること。

市民自らが解決できることを行う「自助」、市民と行政が互いに助け合って解決に取り組む「共助」、共助では解決できないものについて行政をはじめとする公共が担う「公助」を組み合わせたまちづくりが求められています。

羽曳野市では、「共助」の分野を担う市民公益活動を推進し、市民と行政が互いの特性を活かしあいながら、公共分野つまり「共助」の分野を協働して担っていくしくみづくりに取り組みます。

また、行政が関与している政策・事業などが、市民のニーズを捉えて的確に実施しているかについて説明責任を果たし、協働によるまちづくりの視点で業務を遂行します。

協働を通して、他者の意見に耳を傾け、声を聴き、互いに活動を響きあわせることを続けて「共に学び、育ち、変わる」、そして互いの信頼の下で、より良い羽曳野のまちを創ることをめざします。

(2) 協働の原則

市民と行政との協働にあたっては、次の5つの原則に基づき進めます。

目的共有の原則

何のための協働するのかという目的と内容を共通に認識し、共有します。

自主性・自立化の原則

市民公益活動の自主性・自発性を尊重し、活動の自立化を進めます。

相互理解と相乗効果の原則

互いを尊重しながら特性や役割を十分理解しあいます。互いが単独・独自に事業を進める以上の効果が生み出せるよう、目標を共有し補完しあいながら、信頼関係を築きます。

対等の原則

互いに公共分野の担い手として認識し、対等な関係で連携します。

公開性・透明性の原則

互いの関係はひらかれたものとし、個人情報保護の下、協働に関する情報を公開、公表し透明性を確保します。協働を希望する市民や市民公益活動団体に対して、協働する機会を平等にひらきます。

第3章 市民公益活動推進の基本施策

1. 基本方針

市民公益活動推進の施策を行うにあたっては、以下を踏まえて行います。

(1) 市民公益活動との信頼関係づくり

市民公益活動との協働は、行政の自己変革プログラムです。市民公益活動に対して、画一的、公平性、均一性の視点からではなく、活動の多様な公益性を認識し、多面的に関わっていきます。そして、市民との関わりを通じて相互理解を図り、従来の指導・誘導的な関係から、共に公共分野を担っていく対等なパートナーとしての信頼関係を築いていきます。

また、本政策を進めるにあたっては、行財政改革と連携して従来の公共システム、業務のあり方を住民自治の視点から総合的に見直し、ふさわしい役割分担を行っていきます。

(2) 情報公開

情報公開は、信頼あるパートナーであるための根本です。施策の企画立案・決定・実施・評価における過程の公開や市民公益活動や協働のまちづくりに関する情報を市民にわかりやすく提供します。

また、市民と行政が情報を共有できるようなくみづくりに取り組みます。

(3) 市民公益活動の環境や基盤の整備

市民公益活動団体自らが、活動の企画や組織づくり、運営、維持について評価を行い、力をつけていくことが求められます。しかしながら、市民公益活動の社会的認知、人材の確保、資金力、活動の場の拡充、組織力などの課題解決には、行政による認知、市民公益活動を促進するしくみの不備などによるものが多いといえます。市民公益活動への支援は、市民公益活動が自立的に発展し、対等な協働関係を築いていくため行うものです。

行政として、市民公益活動が抱える課題は、自らが抱える課題であることを自覚し、自主的、自立的な市民公益活動が生まれ、育ち、発展していくために、公平性・公正性、公開性・透明性に基づく支援策を展開します。

なお、展開にあたっては、市民公益活動への支援策やしくみは、それ自体が目的ではなく、住民自治を進める手段であることを踏まえて取り組みます。

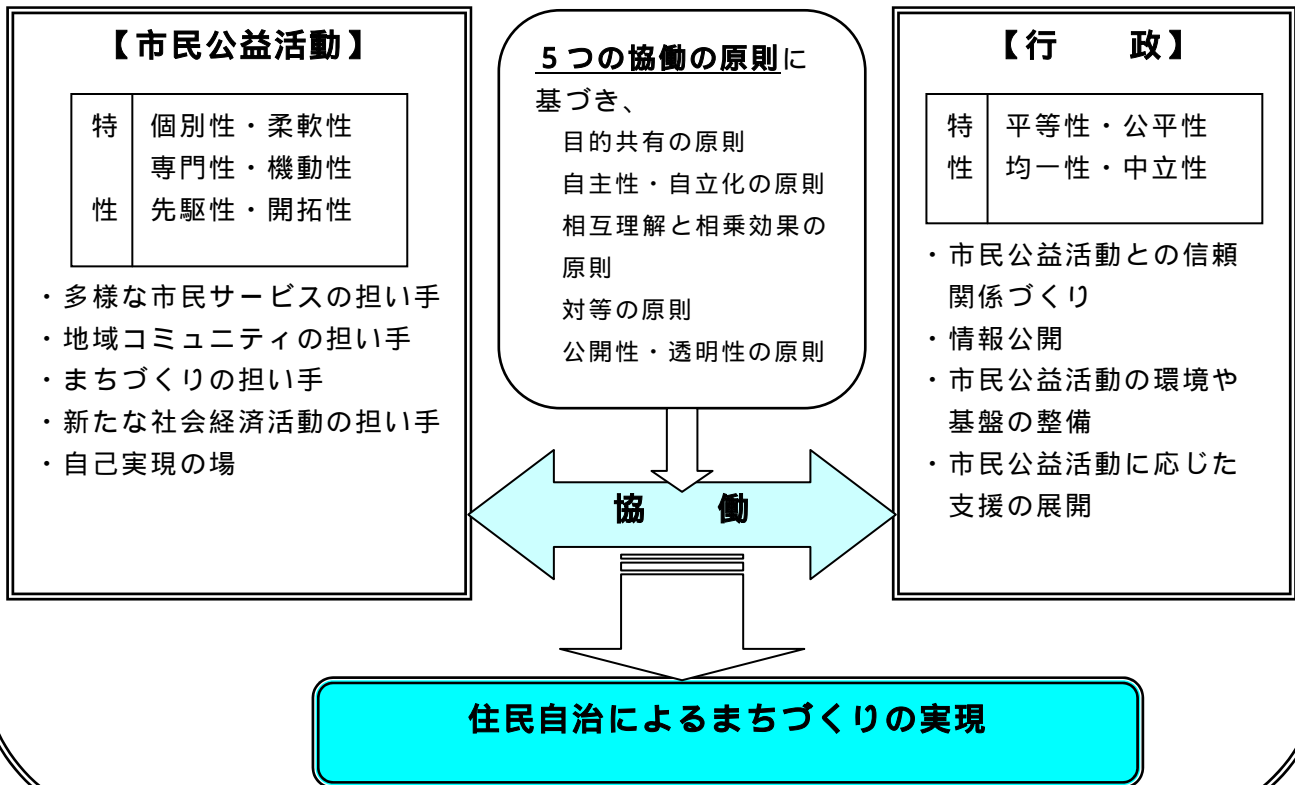
(4) 市民公益活動に応じた支援の展開

市民公益活動団体の活動内容は多様であり、組織や事業遂行、資金調達などの力もさまざまです。市民公益活動への支援は、活動の特性を損なわず発展できるように活動状況や発展段階に応じて側面的に行います。

団体の発展段階に応じた支援

| | 人材や組織の育成策 | 活動への支援策 | 協働事業 |
|------------------------------------------------------|-----------|---------|------|
| 組織の立ち上げ段階 (ボランティア募集、団体の自立化をめざしている段階) | | | |
| 組織化されて間もない段階 (活動の継続や安定が不安定な段階) | | | |
| 活動が一定安定し継続化をめざしている段階 (事業や団体運営の充実をめざしている段階) | | | |
| 専門的な活動や組織が充実しさらに伸ばしていこうとしている段階 | | | |

市民と行政との協働によるまちづくりの展開



2. 施策体系

市民公益活動の推進に向け、担当部署である市民人権部市民協働ふれあい課と関係課が連携を持ちながら、長期的な視点で以下の施策を進めます。

なお、施策の推進にあたっては公金の投入が伴いますので、市民参画による第三者機関を設置し、公金投入の是非の議論や説明、評価を行い、その結果を情報公開できるよう努めていきます。

(1) 推進体制の強化

職員の育成

市民公益活動を全市的に進めるためには、まず職員一人ひとりが市民との協働に対する自覚と責任を持ち、市民の立場に立った意識改革の下で業務を実践することが必須です。

職員の人材育成計画の一貫に市民公益活動の理解を深めるための啓発事業や研修を取り入れるとともに、市民との協働事業を通じて、実践的な協働のノウハウを持つ職員の育成を図ります。

庁内体制の整備

市民公益活動は、行政の縦割り組織や行政の活動分野に収まったものではありません。市民公益活動の特性を活かした施策の推進は、全庁的に取り組むべき課題です。

庁内に横断的な推進組織を設置し、市民公益活動との関わりの現状と課題の把握、各種情報の共有化、関係課間の連携強化を図り、本方針に基づく施策を総合的に展開します。

市民と行政によるルールづくり

市民と行政の参画による会議の場を設置し、地域の諸課題を把握・共有し、市民公益活動の推進や協働事業のあり方などを協議し、事業構築します。

本政策に総合的、効果的、継続的に取り組んでいくとともに、市民と行政双方が目的を共有し協働を進めるにあたっての原点となるよう、市民参画による条例の制定を検討します。

(2) 環境、基盤の整備

市民への機会の提供

市民公益活動を活性化するためには、一人でも多くの方が活動を理解し、主体的に参加や支援する活動の広がりが求められます。

多様な世代が市民公益活動に携わっていけるよう生涯学習や学校教育の場において、意識啓発や活動の担い手づくりのための講座などの機会を提供します。また、市民公益活動に対するニーズや相談に応えられるよう体制を整えます。

市民公益活動団体の育成

市民公益活動団体が充実した活動を行えるよう、ボランティア・マネジメントや団体運営の向上を図るための情報提供や講座などを行います。

また、市民公益活動が活性化し一層充実していくために、市民相互や市民と行政との交流の場を持ちます。

情報の収集・提供

市民公益活動への理解と参加を促し、ネットワークを広げるためには、活動に関する情報の受発信は不可欠です。羽曳野市情報公開条例に基づき、市民公益活動の意義や内容、活動団体の情報、協働事業の内容、行政の支援施策、関係諸機関の情報などをデータベース化し、市民への一元的な情報提供を行います。

市民公益活動団体自らが、有意義な活動や安定した運営のために、活動内容などを社会に公開し活動への理解と協力を促していくことも必要です。行政として、活動情報の発信について、支援していきます。

なお、情報提供にあたっては、市民が使いやすく、わかりやすい、情報技術や媒体をもって行き、市民と行政の双方での情報の受発信ができるようなくみづくりに取り組みます。

活動の場の整備

市民公益活動に関わる市民にとって、活動の場や事務所、資金、人材の確保など共通の課題を抱えています。これらの課題に対応するためには、総合的に支援する組織や場が求められます。また、多様な市民公益活動同士が課題を共有し合い、連携し相乗効果を生み出せる場も必要です。

市民公益活動の自立的発展と市民と行政との良好な接点をめざして、羽曳野市社会福祉協議会をはじめとする関係機関などと連携しながら、以下の機能をもった拠点（場）の整備を行います。

- ・総合的な情報発信・収集・提供
- ・人材の発掘・育成
- ・市民や市民公益活動団体が情報の交換・交流、会議、作業を行える場
- ・市民や市民公益活動団体のネットワークづくりめざした連携・交流促進
- ・市民公益活動の総合的な相談

なお運営については、本拠点が市民や市民公益活動団体のニーズを捉えて、活動基盤の充実を目的としていることから、市民公益活動に精通している市民が活動や経験を活かして関わる、市民の参画・協働によるものをめざします。

資金支援

市民公益活動に対する資金支援は、協働に係る事業委託や補助金制度、団体助成の制度があります。

市民公益活動団体が自主的に自立した活動ができるよう、協働の原則に基づき従来の団体に対する補助金や税・施設使用料等の減免などを見直し、事業費に対する補助や立ち上げ時期の自立化をめざした補助金制度など、効果的かつ適切な方法での新たな資金支援制度を確立します。なお、制度の実施にあたっては、制度の幅広い情報公開や公募形式による申請、第三者機関による審査、決定、評価などを取り入れます。

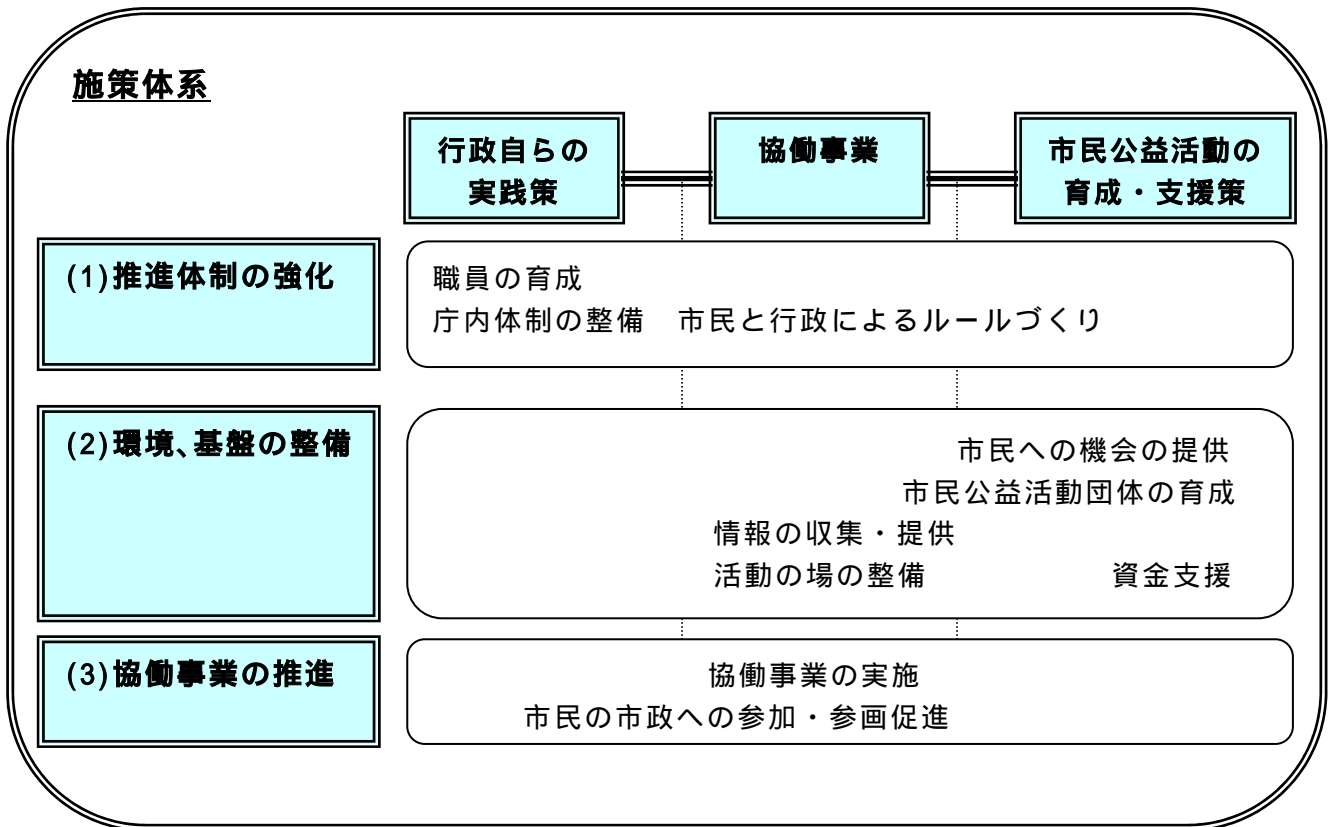
また、国・大阪府の補助金制度、民間による助成制度の情報提供や斡旋なども行います。

(3) 協働事業の推進

市民公益活動を活性化し、市民に多様で柔軟な公共サービスを提供するためには、従来に比べ一層の市民との協働関係の拡充が望まれます。社会的課題や行政へのニーズを的確に把握し、未だ行政が取り組んでいない事業や協働事業にふさわしい事業を推進するとともに、従来行政が担ってきた事業を見直し、協働できるものは事業化を進めます。

また、市民の市政への参加・参画を進めるため、行政計画の立案や事業企画などにおいては、市民参画による委員会・審議会・ワーキングの設置や協議・懇話の場の創出などに努めるとともに、パブリックコメント制度の確立など、市民の意見を反映させるための制度を整備します。

協働の手法には、委託、共催、後援、実行委員会、事業協力、政策形成過程への参画などの形態がありますが、経費や効率面から取り組むのではなく、市民満足度の向上や市民公益活動団体の自立化をめざします。協働事業においては、市民、行政がより良い緊張関係を保ちながら、個人情報保護の下で、事業の展開過程を双方が学びあい、その成果を共有し、幅広く公開することを念頭において取り組みます。



参 考 资 料

1. 市民公益活動の特性

市民公益活動には、次のような特性があり、行政や企業では対応できない様々な社会的課題を発見し、解決することができる可能性をもっています。

長所

個別性

公平にサービスを提供する義務を負わず活動しているため、対象を自由に選べ、少数のニーズや個々に応じた対応をすることができます。

柔軟性

制度的な裏付けをあまり必要としていないため、画一的・一律的ではない柔軟な対応をすることができます。

専門性

得意で、関心を寄せるテーマに基いて多様な活動をしているため、専門性を高めることができます。

機動性

全体の状況を把握し行動する必要がある行政に比べ、意志決定や事務手続きにあまり時間を必要とせず、自発的に行動を起こせば、目の前の課題に迅速に対応できます。

先駆性・開拓性

自己責任で活動し、必ずしも採算性や前例にとらわれない面をもつことから、行政や企業が対応できない創造的な活動ができます。

その一方で市民公益活動には以下の課題もあり、市民公益活動を活発化するためには各種の支援策が求められます。

弱点

組織運営が困難

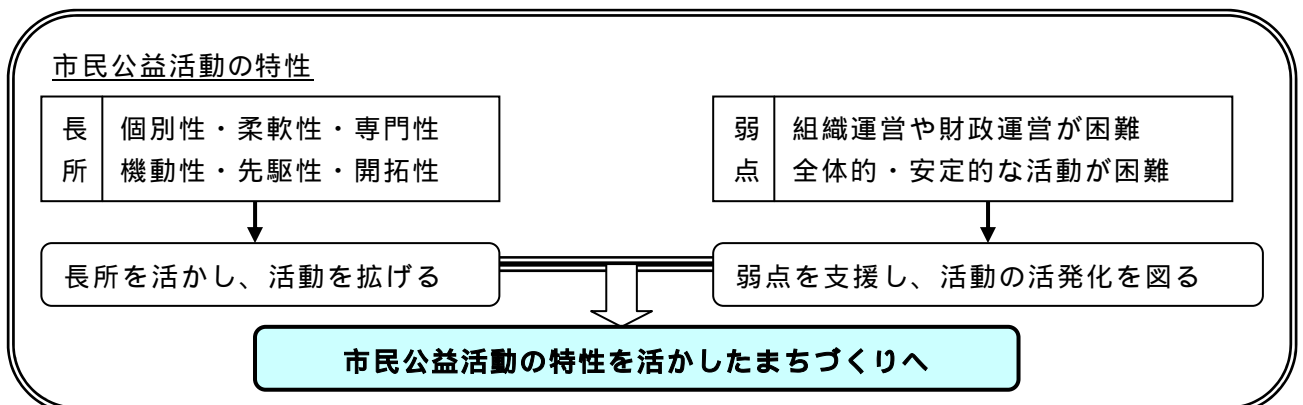
市民公益活動は、活動に重きをおいて進んでいるため、リーダーとなる人材やボランティアの確保、組織の運営が困難になりがちです。

財政運営が困難

取り組んでいる市民公益活動の社会的認知の低さなどにより、活動や組織を継続していくための資金が不足しがちです。また、資金の構成も会費などに頼りがちで、サービスを提供した事業収入の割合が低いことも課題です。

全体を見通した安定的な活動が困難

専門的な活動を迅速に取り組みますが、全体を見通して社会の課題を効果的な活動や、情報不足による他団体との連携がとりにくいという課題があります。また、自発的で自由な活動ゆえに、ボランティア同士の活動差やマンネリ化など、継続的・安定的な活動に課題を抱えています。



2. 市民公益活動を推進する意義

公共分野を支え、住民自治を担う大きな力として期待されている市民公益活動を行政として推進していくことは、次のような意義があります。

多様な市民サービスの担い手

行政は常に公平・平等の観点から、均一的・画一的な公共サービスの提供が求められています。また、企業においては、収益が前提となっており、採算性の低いニーズに対応することは困難です。

一方、市民公益活動は、持ち前の特性を活かして個々の市民ニーズに早く多面的な対応ができることから、行政や企業では提供できない地域の実情に沿ったきめ細やかな公共サービスを提供する担い手として期待されています。

地域コミュニティの担い手

地域の町会・自治会は、地縁を絆に、地域住民の共通課題の解決に取り組み、住民生活の利便性、安全性、快適性を高め、地域コミュニティを支えています。

しかし、介護、子育て、安全・安心、環境など地域の課題は増加する一方で、高齢化や参加がわづらわしいなどの理由により組織離れや連帯意識が薄れ、地域での解決が困難になってきています。これに対して、市民公益活動団体は、自らの社会的な使命に基づき特定のテーマに取り組まれています。

双方が互いの特性を理解しあい、力を発揮できるよう連携することにより、地域の課題解決を促し、より豊かなコミュニティを築くことが可能になるといえます。

まちづくりの担い手

地方分権社会を進めるためには、地域にあった政策、事業を考えていく実行力と自己責任が求められます。これには、行政のみならず、地域で暮らし、実情を知る市民の参画・協力があってこそ実現するものです。

市民公益活動は、市民のまちづくりへの参加や自治の意識を高め、住民自治を進める大きな力となります。市民は、市民公益活動への参加を通してまちづくりに対する参加意識の醸成や関心を高めることができます。

新たな社会経済活動の担い手

市民公益活動が質・量ともに発展し、多様な事業展開をすることにより、地域に新しい雇用の機会や社会の中に新しい事業やマーケットを創るきっかけとなり、地域経済の活性化にもつながります。

自己実現の場

市民公益活動は、生きがいや人と人とのつながりを求めて、自発的に社会に貢献しようとする市民の欲求に応えることができます。このような市民一人ひとりの力が市民公益活動を通じて集まることで、地域のふれあいづくりや地域、そして社会の課題解決への力となり広がります。

3. 協働の効果

市民と行政が協働していく効果は次のようなものが考えられます。市民、市民公益活動団体、行政が互いに力をあわせて協働することで、より一層、効果的効率的に地域や社会の課題や問題の解決や市民主体の自主自立的なまちづくりをめざします。

市民にとっての効果

- ・ニーズに合ったきめ細かで柔軟な公共サービスを受けることができます。
- ・市民公益活動団体には、ボランティアなど様々な市民が関わることから、協働により多くの市民が行政の施策に参加・参画しやすくなります。

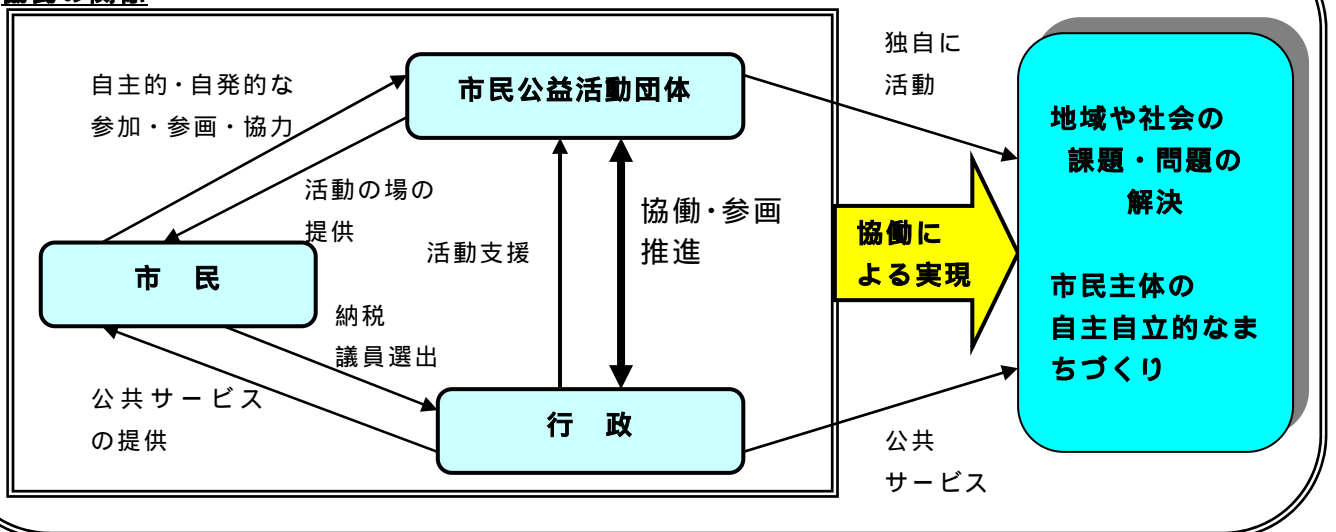
市民公益活動団体にとっての効果

- ・市民公益活動団体が自ら掲げる活動の使命・目的を実現する機会が増え、活動の場や幅を広げることができます。これは、自らの活動が多くの市民に広がり、社会的な信用の向上へとつながります。
- ・事業の委託費や補助金収入、事業共催や後援などにより、市民公益活動団体の財政基盤や組織の安定化が図られます。

健全な行政運営

- ・行政では対応が十分にできない多様化・複雑化する市民ニーズに対して、市民公益活動を担う方々と協働することにより、きめ細やかで、市民満足度の高いサービスの提供ができます。
- ・政策立案段階から事業実施、評価まで市民公益活動を担う方々と協働することで、行政の透明性が高まります。
- ・市民公益活動の様々な特性を行政施策に取り入れることで、既存事業の見直しや新規事業の実施につながり、行政サービスの効率化や、質的向上、コスト削減などの行政改革が図られます。
- ・市民公益活動を担う方々との議論や協働事業に取り組むことで、相互理解が深まり、互いの組織や活動の活性化ができるとともに、市民の立場に立った職員の意識改革が図られます。

協働の関係



4 . 協働の形態

市民と行政との協働には、互いの関わり方によって様々な形態があります。関わり方の度合いは、取り組む課題において、いずれが主導的になった方が目的達成のためにより効果的であるかによって決まります。

市民と行政の協働の概念図

